

Title	自発性を計画する：ハロルド・ラスキの計画民主主義論
Sub Title	Planning spontaneity : Harold Laski's planned democracy
Author	梅澤, 佑介 (Umezawa, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.113, (2017. 6) ,p.35- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170615-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170615-0035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 自発性を計画する

——ハロルド・ラスキの計画民主主義論——

梅 澤 佑 介

自発性を計画する

- 一 はじめに
- 二 多元的国家論からマルクス主義的階級国家観へ
  - (一) 多元的国家論と権力の広範な分配
  - (二) 階級なき社会と二つの革命
- 三 「同意による革命」論
  - (一) 好機としての第二次世界大戦
  - (二) ロシア革命に対する評価
  - (三) 政治的民主主義と社会的民主主義
- 四 「計画民主主義」論
  - (一) 「計画」とは何か
  - (二) 計画民主主義における自由
- 五 おわりに

## 一 はじめに

一九五〇年三月二四日、二〇世紀前半を代表するイギリスの政治学者ハロルド・J・ラスキは、五六年という決して長くないその生涯に幕を閉じた。かつてはLSEの政治学講座担当教授および労働党全国執行委員会委員長として学界・政界の双方に対して少なからぬ影響力を持った彼であったが、その晩年は決して華々しいものではなかった。彼は第二次世界大戦終戦直後、自身を「暴力革命論者」として報道した新聞社を相手取り名誉棄損裁判を起こしたがこれに敗訴し、経済的に困窮した晩年を送った。また彼は自らの理想を押し通そうとする強硬な姿勢が災いして、チャーチル、アトリイ、フランクリン・ローズヴェルトといった政界の大物たちから鼻つまみ者のような扱いを受けた。彼の悪評は学界にまで及んだ。いわゆる「主権三部作」や『政治学大綱』などの体系的な著作を出版したとされる前期の「多元的国家論」の唱道者としての評価に比べて、一九三〇年代以降の彼はマルクス主義を受容したことも相俟って「政治パンフレット屋」などと揶揄され、時局に左右されて自分の意見や立場を次々に変える政治的風見鶏と見なされていた。<sup>1)</sup>

ラスキの生前に彼をそのような悪評から救い出そうと試みたのが丸山眞男であった。彼はラスキの政治思想を多元論とマルクス主義の時代に分けその変遷と矛盾を非難する立場に抗して、いち早くラスキの政治思想における一貫性を主張した論者であると言える。彼はとりわけラスキの晩年の二つの著作（『現代革命の省察』と『信仰・理性・文明』）に関する書評的エッセイをそれぞれ一本ずつ残しているが、両者の中でラスキが多元的国家論からマルクス主義的階級国家観へと「政治的立場」を「転回」したとしながらも、その「変化を規定する不変なもの」、言い換えれば、彼の心情を規定している「エトス」の存在を指摘し強調している。そして紙幅の制約により「もはやこの問題に詳しく

立ち入る余裕がない」と断った上で、そのことを「個人<sup>1</sup>の内的価値<sup>1</sup>に対するアイディアリズム<sup>1</sup>と政治権力<sup>1</sup>に対するリアリズム<sup>1</sup>とが一貫して彼の判断の規準となつてゐる」と簡潔に表現すること自身<sup>2</sup>の評論を結んでゐる。

だが丸山のこのような試みもむなしく、ラスキの死後以来、彼の政治思想の一貫性に対する関心は薄れ、もつぱらその思想的変遷と矛盾が注目的、あるいは所与の前提にすらなつていった。今やラスキは変遷と矛盾に満ちた思想家と見なされている。そのようなラスキ評価を決定づけたのが一九五五年に出版されたアメリカ人研究者ハーバート・A・ディーンによるモノグラフであつた。ディーンはラスキの政治思想を一九一四—二四年の「多元論」の時代、一九二五—三一年の「フェビアン主義」の時代、さらにそれ以降の「マルクス主義的社會主義」の時代を一九三二—三九年、一九四〇—四五年、一九四六—五〇年の三つの時代に分け、彼の生涯を計五つの時代に区分し、ラスキの著作からの膨大な引用をもとに、それぞれの時代における政治理論の論理的破綻や時代相互間の諸矛盾を糾弾した<sup>3</sup>。のちにラスキの伝記的研究を著したマイケル・ニューマンはディーン<sup>4</sup>のラスキ研究が「冷戦」という特殊な政治的狀況で西側の視点から書かれた党派的著作であると述べている。しかしその彼でさえ、ディーン<sup>4</sup>の強調したラスキの多元論からマルクス主義への変化をより緩慢なものとして捉え直したにすぎず、両者の時代間の論理的な整合性を示すには至つていない。ニューマンを含む多くの研究者が、ディーン<sup>4</sup>の徹底したラスキ批判とラスキ政治思想の解体に違和感を表明しながらも、基本的にはディーン<sup>4</sup>の提示した変遷テーゼを踏襲してきたのである。

このようにラスキの生涯をいくつもの時代に分断するディーン<sup>4</sup>の解釈がラスキ研究における規準としての地位を確固たるものとするにつれて、いよいよ彼の後期（マルクス主義受容以後）の著作は忘れ去られていった。そうした状況の中、先陣を切つてラスキの後期にスポットライトを当て、さらに彼の書簡やメモランダムなど広範にわたる資料から晩年の「同意による革命」論の全貌を浮かび上がらせた画期的研究が、一九八七年に公刊された小笠原欣幸の著作であつた。小笠原は特に「既存の政治体制に取つて代わり得るオルターナティヴ（対案）の思想」に着目し、ラスキ

の政治思想の發展を晩年の「同意による革命」論に結実するものとして跡づけた。<sup>6)</sup>だがこうした目的のため、彼はラスキ晩年の政治思想のもう一つの側面たる「計画民主主義」論にはほとんど言及していない。

そこで本稿は特にラスキが晩年に示した「計画民主主義」という具体的制度構想における「計画社会」と「自由」の関係に焦点を当てる。同じく晩年の「同意による革命」論に関する優れた研究の豊富さに比して、「計画民主主義」論を「自由」概念との関係で論じている研究はほとんど見当たらない。その両者の関係に言及している数少ない例の一つがピーター・ラムのラスキ研究である。ラムはラスキにおける自由、平等、民主主義の三者の関係を「平等なくして民主的統治はありえない。そして民主的統治なくして自由はありえない」という図式で表現した上で、「計画民主主義」が抱える「社会的統制が人格を抑圧する効果を持つような画一性を招来するかもしれないという問題」にラスキが自覚的であったこと、さらにその処方箋としての「不服従」(nonconformity)を強調したことを指摘している点できわめて正確なラスキ理解を提示している。また彼は『現代革命の省察』のような晩年の主要著作ばかりでなく、計画社会における自由について論じた政治的パンフレットにも目を配っており、ラスキが晩年においても「分権化」を重視したことを指摘している点で彼の思想的貫貫性にも注意を払っている。<sup>6)</sup>ただしラムの研究もまた、その分権化がラスキの自由概念といかなる関わりを持つのかを明らかにしていない点、またラスキ特有の「計画」概念に立ち入った検討を加えていない点で不満が残る。

そこで本稿は、ラスキの「計画」概念の特質を浮き彫りにした上で、彼が晩年に展開した計画社会における自由をめぐる議論が、彼がその生涯を通じて取り組んだ積極的国家と市民の自発性との緊張関係の問題と関連したものであったことを明らかにする。次章では一九四〇年代以前、すなわち「計画民主主義」論がラスキの著作に登場する前の彼の政治思想を、彼独自の自由論に注目することによって、マルクス主義的階級国家観の受容以前とそれ以降との連続性を明らかにする。その上で四〇年代になって現われた「同意による革命」論を、それまでの彼の議論との連続

性の下で捉え直し、最後にラスキの「計画民主主義」論を彼の政治思想の発展の中に位置づけたい。

## 二 多元的国家論からマルクス主義的階級国家観へ

### (一) 多元的国家論と権力の広範な分配

ハロルド・ラスキが一九三一年を境にマルクス主義を受容したことは広く知られているが、ではそれ以前の時代は一樣に多元的国家論の時代として認められているかという点も限らない。というのも、前述の通り、ディーンをはじめとする多くの論者が一九二五年に別の変化を認めているからである。一般にラスキの名著と言われている『政治学大綱』の初版が刊行されたこの年は、「フェビアン主義」や「修正多元主義」など表現の違いはあれど、ラスキがそれまでの純粹な多元的国家論に修正を加えた年であると思われている。それらの論者によれば、一九二五年以前に出版された著作（特に主権三部作）においては国家と他の集団が同等の地位を与えられているのに対し、一九二五年以降の著作においては国家が他の集団に対して優越する特別な地位を与えられているという。ラスキは「フェビアン主義」の時代に至って初めて、国家の積極的行動による経済的再分配を認めたというのだ。

だが、このような解釈はラスキの政治思想における互いに区別された二つの重要な観点に十分な注意を払っていない。それは「法学的な」(legal) 観点と「道徳的な」(moral) 観点である。すなわち、彼は一方で、法学的な観点からは法の上での優越性（主権）とそれを現実において裏づけている強制力の所有に国家の独自性を見出している。だが他方で、道徳的観点からは、被治者の忠誠を必要とする点において、国家は他の集団と同等であるとしている。そしてこのような複眼的な視点は一九二五年以前と以後とを問わず一貫しているのである。

このような区別に基づいて、ラスキは主に初期主権三部作において徹底的に主権概念および一元的国家論に対する批判を行った。彼によれば、まず主権概念はボダンやオースティンなどの法学者によって形成され、純法学的な概念として出発した。それらの法学者は政治学者が考慮すべき「正しさ」(right)の問題を棚上げにし、実定法上の「権利」(rights)の問題にのみ関心を示してきた。したがって主権概念もまた、この時点では単に法の論理の上での国家の優越性を表現したものにすぎなかった(ES:334〔三九六―八〕)。

しかしながら、のちのヘーゲルなどに代表される哲学者は、この純法学的な国家の優越性の主張を道徳的な次元にまで昇華し、国家はあらゆる面において他の集団に優越するという一元的国家論を完成させた(ES:334〔三九八〕)。多元的国家論の標的は、そのような国家論をイギリスにおいて受容したT・H・グリーンやバーナード・ボザンケラのイギリス観念論者(British idealist)であった。つまり、多くの論者がラスキの「フェビアン主義」と見なしている他の集団に対する国家の絶対的優越性の主張は、むしろ反対にラスキの論敵が陥っていた法と道徳の混同そのものであったと言える。彼の多元的国家論は、単に国家と他の集団を同等の地位に置くというものではなく、国家の法学的側面と道徳的側面を厳格に区別し、その上で国家行動を他の集団に関してと同様に道徳的観点から吟味することを要請するものであった。

ではなぜそのような吟味が必要なのか。その主張はラスキの独特な自由論に起因するものである。ラスキは自由の概念について次のように述べている。

自由の概念とは、政治において正しいこと(right)の実現を獲得する闘争である。この概念は法と道徳との境界が同一ではないことをわれわれに警告しており、それはわれわれがどのように警告される必要があるかにあるからである。自由の概念は人間の究極の個性を表すものであり、法律によって恒久的な安定を得ようとする制度ではそのための余地を何ら発見しえないものであ

この文章にはラスキの特微的な自由概念の諸要素が凝縮されている。まずラスキの自由概念は前述の多元的国家論、すなわち法と道徳の区別と分かち難く結びついており、その区別の下、道徳的価値を実現することが彼にとっての自由であるとされる。またラスキは法律のような静態的なものによっては決して自由は完全に保障されるものではないと考え、「不断に自発性の機会が存在すること」に自由の本質を見出す。そして、ラスキがイギリス観念論から「人格的自我の実現」としての積極的自由概念を継承していることはしばしば指摘されるものの、この自己実現の主体は、国家はもとよりそれ以外の集団ですらない。自由の究極的単位は個人であり、自由は個人を離れては存在しないのである<sup>(1)</sup>。要するに、ラスキにとっての自由とは、自発的な個人が法と道徳の峻別に基つき、不断に国家行動を吟味する機会が存在することを意味するものであり、逆に「一元的国家論を唱えることが究極的に意味するのは、大衆からこのような自由を彼らの支配者に譲り渡すことである」(FS: 239 [401])。

だが、実際にこうした自由を維持していくためには、ただ多元的国家論を唱えるだけで十分ではない。そこでラスキは、政治制度とその下で生活する人びとの精神との間にある密接な関係に着目する。彼はまず、「大多数の人びとが少数の一部に自発的に隷属するという衝撃的事実」を自身の政治理論の出発点とする。そしてそれを説明する要因を、「国家が人びとの惰性の上に建てられている」という事実に見出す。彼によれば、権力が過度に集中している政治体制は、権力行使の帰結に対して無頓着な人間を生み出す。そして国家権力は、権力を集中させることによって被治者の自発性を奪い、反対意見の芽を摘み、支配を円滑に行おうとするのが常である。しかし、このような権力の赴くままに任せておいてはラスキの言う意味での個人の自発性としての自由が維持されようはずもない (AMS: 32-3, 73)。



そこで彼は「権力の広範な分配」を提案する。権力を集中させるのでなく、広く分配することによってこそ個人は国家行動の結果に対して敏感になり、自発性の気風は維持されうる (Es: 241 [四〇三])。この「権力の広範な分配」とは、単に十九世紀以来イギリスにおいて漸進的に実現しつつあった普通選挙に象徴されるような民主主義的諸制度を完成させることだけに留まらない。むしろ民主主義という言葉はあたかも政府の下すあらゆる決断が人民の意志に基づいているかのように思わせる「危険な催眠剤」として作用しうる (AMS: 70)。近代国家の規模において民主主義は代表制の形態を採らざるをえないが、この代表制は決して完全なものとはなりえない。なぜなら彼はウィリアム・ジェイムズから真理の多元性を主張するプラグマティズムの多元的宇宙観を継承し、ある個人の経験は他者のそれによって代替しえないということを自らの政治哲学の前提としているからである。<sup>(12)</sup>したがって治者と被治者の不一致はいかなる政治形態においても動かし難い事実であり、国家の命令に対して盲目的に服従することは政治的な罪悪である。反対に国家行動が個人の良心と齟齬を来す場合には反対の声を上げ国家に過ちを気づかせることが市民の義務である (Es: 255 [四〇六]・GP: 96 [上巻、一四七—八])。能動的な市民によるこのような国家行動の吟味のみが国家行動を人民の意志に基づいたものにしうるとラスキは考えたのだ。

「権力の広範な分配」はそういった市民の自発性を涵養するための処方箋として提示されたものである。ラスキは政治的諸制度を再組織することによって人間の精神もある程度変革しうると考えた (GP: 215 [上巻、三〇五])。中央集権的な国家の被治者は権力を身近に感じることができず、やがては考えることをやめ、市民たることをやめてしまふ。そこで権力は地域的・機能的に分割される必要がある。こうした分権化が進めば進むほど、自由に対する熾烈な関心が生まれてくるとラスキは言う (MS: 81 [九三])。そして国家行動の積極的な精査を通じて、他の何物にも代え難い個人の経験に基づいて形成された良心から個人が国家行動に同意を与えるとき、初めて国家に服従することが個人の自由と両立しうるのである。

(二) 階級なき社会と二つの革命

ラスキがマルクスを受容したのは一九三一年以降のことであると言われる。ラスキ研究においては一般にその要因となった出来事が三つ認められており、その第一はイギリスを襲った世界恐慌の波に対処すべく一九三一年八月二五日に成立したラムゼイ・マクドナルド率いる挙国政府とそれに伴うラスキの労働党に対する失望、第二はアメリカ大統領フランクリン・ローズヴェルトのニューディール政策に対する資本家階級からの激しい反発、第三は一九三三年のナチス政権掌握に象徴されるファシズムの世界的勃興である。<sup>(13)</sup> これらの事象がラスキの思想的発展に及ぼした多大なる影響は無視しえない。しかしラスキが一九三〇年以前にもマルクスの理論にたびたび言及し、しかもそれを自身の議論に積極的に取り入れていることは意味深長である。

ラスキは一九三〇年に出版された『近代国家における自由』の中で、「国家形態の如何を問わず、政治権力は事実上経済力の所有者に帰属するということは、ハリントン、マディソン、そしてマルクスのごとき人びとのいずれもが当然強調したところであった」と述べている (MS.52 「五六」)。経済力と政治権力の結びつきはマルクス主義受容以前からラスキにとっての理論的前提であった。そしてまた、ラスキは「富める人びとと貧しい人びとは実際においては二つの異なった国民であると述べたあのデイズレーリの天才的洞察」を取り上げ、生活環境がかけ離れた人びとは経験があまりにも異なるため、社会目的についても一致しえないと断ずる (MS.192 「三六」)。したがって、支配者と被支配者に分断された社会たる国家においては、一定程度の経済的平等が実現されていなければ、法秩序に対する服従が多くの者(貧者)にとっては他者(富者)の命令に対する服従を意味し、自己の良心に対する服従とはならないため、結果的に被支配者は自由であるとは言えないのである。

だが、このように一九三〇年以前からすでに経済的平等を実現すべき目標の一つとしていたからといって、一九三

一年以降のマルクス主義受容がラスキの政治思想にまったく変更を加えなかったと主張するわけにはいかない。なぜなら、一九三八年に刊行された『政治学大綱』に新たに付け加えられた序文「国家論の危機」において、ラスキ自身がマルクス主義の観点から多元的国家論に関する自己批判を行っているからである。彼は今や問題となっているのは「国家の形態」ではなく「国家の本質そのもの」であることを確認した上で、多元的国家論が孕んでいる欠点を次のように指摘する。「多元論は階級関係の表現としての国家の本質を十分に認識していなかった。国家が社会の法的根本原理を定めてそれを統制するためには、不可分かつ他の何者にも責任を負わない主権を自らが持っていることを主張しなければならぬという事実を、多元論は強調しなかつたのである」。なるほど、三〇年代以前のラスキは法学的観点から他の集団に対する国家の優越性を確認しながらも、道徳的観点における国家と他の集団との同等性を強調し、後者の観点から国家行動を他の集団行動に関してと同様に吟味することを市民に要請した。そしてそのような市民の能動的な態度を可能にする政治形態として権力の広範な分配を提案したが、この目標を実現するためにはまず国家の本質を規定している階級関係そのものを変革しなければならないという認識に至つたのである (Cf. p. 117-118)。

ただし、このマルクス主義的階級国家観の受容は多元的国家論の放棄を意味しない。彼は多元的国家論と階級国家観との関係を次のように述べている。「多元論の目的はより大きな目的の中に吸収される。(……) もし国家が不可避免的に生産手段を所有する階級の道具にならざるをえないということが事実であるとすれば、多元論者の目標は階級なき社会をつくり出すことでなければならない」。そして彼は続ける。階級関係が除去されたあかつきには、「社会の真に分権的な性質が制度的表現を与えられたような社会的組織体が想定しうるようになる。このような社会的組織体においては、権力は形式においても表現においても多元的なものとなりうるだろう」(Cf. p. 118-119)。ラスキは一九二七年の労働争議および労働組合法、三四年の不満扇動防止法、三六年の公共秩序法などの成立を目にす

る中で、権力の広範な分配という目標が資本家階級の特権を脅かすものと見なされるや、資本家階級は国家権力を用いてこれを抑圧し阻止しようとするという確信に至った。したがって、これ以降ラスキは、権力の広範な分配を実現するための前提条件として、階級なき社会を実現する方法をも同時に模索していくこととなった。

このように、階級なき社会という目標はラスキの政治理念においてはあくまでも第一段階の目標に過ぎず、それは最終目標ではなかった。そのことは彼のマルクス批判の中にも表れている。「マルクスにはもちろん、ユートピア的な要素がある。これについては彼の信奉者たちは必ずしも十分な注意を払ってはいない。彼は歴史的過程をはなはだ過度に単純化している。正義のための闘争は階級なき社会の創設によって終りはしないのである」(MEW: 695 「八三」―強調引用者)。この意味で、マルクス主義を受容した後のラスキに「社会主義をほとんど至上命令とする考え方も生じた」とする解釈には、一九三一年以降におけるラスキの多元論的要素の保持を見逃してしまう危険がある。階級なき社会の創設の後の第二段階における問題こそ、ラスキが生涯を通じて探究し続けた課題であった。

だが今やその前提条件の実現可能性すら絶望の危機に瀕していた。そのような危機感には彼のファシズム分析にも表れている。彼は資本主義の発展段階を「膨張期」と「収縮期」とに分ける。資本家階級が労働者階級の要求に対して譲歩する余裕を生み出せるほどに生産手段の潜在力が発揮されていた資本主義の膨張期においては、要求は民主主義の枠内で解決することができた。だが世界恐慌等により資本主義がその収縮期に入るやいなや、資本家階級は態度を一変して国家の強制力を駆使し、資本主義的諸制度を維持すべく労働運動の抑圧に着手するという(STP: 130-1「九七―八」)。

第一次世界大戦以来、民主主義と資本主義の間にあるこの不安定な関係が徐々に露呈しはじめていた。ラスキによれば、そのような不安定性は次の二通りの「革命」のいずれかによって解消されうる。

ここではただ、資本主義的民主主義の問題は——景気回復という起こりでもない場合を除いては——資本主義の抑圧か民主主義の抑圧のどちらかによってのみ解決されうるということを指摘すれば足りる。前者は経済革命を、後者は政治革命を意味する。前者は生産手段の私有に代えて、共有制を採ることを意味する。そしてこの変革によって当然、社会においてまず階級関係の変化が、次いで他のあらゆる諸関係の変化が起こる。(……)〔他方で〕民主主義の抑圧は、そのような階級関係上の根本的な変化を伴わないだろう。(STP:203 [一五七])

後者の「政治革命」は「反革命」、すなわちファシスト政権の樹立を意味する。つまり彼にとつて、ファシズムとは資本主義的秩序の保存のために資本家階級が国家権力と結託して民主主義を廃棄することにより成立する体制であった。彼は非常事態を理由に成立したイギリス挙国政府にも、それがファシズム的独裁に転ずる潜在的危険を見出した(SIC:488-9 [九〇—一])。こうした危険は「経済革命」によって切り抜けられなければならない。なぜなら、近代民主主義国家の代表制が不完全なものたらざるをえないとはいえ、独裁制においてはますます被治者の個人的経験が政治的決断に反映される望みが薄まり、自発的同意に基づく服従という意味での自由の実現は絶望的なものとなるからである。このようにラスキの革命論は、彼の政治思想における究極目的たる個人の自由を保障するための前提条件をめぐって展開された議論であった。

### 三 「同意による革命」論

#### (一) 好機としての第二次世界大戦

一九四〇年代のラスキの政治理論が言及される際にしばしば注目される「同意による革命」論はまさにこのような革命論から導出された議論として適切に捉えうるだろう。すなわち「同意による革命」と言ったときの「革命」とは前述の「経済革命」を意味する。したがって、通常「革命」と言ったときにイメージされる「暴力革命」とこの概念は必ずしも一致しない。一見相矛盾するかのように見える「同意」と「革命」という二つの語が結合しうるのはラスキのこの独特な用語法によるのである。

ラスキは第二次世界大戦下のイギリスにおいて、平時と比較にならないほどの社会に対する個人の自発的献身が行われているのを見た (ERC: 12, 16-7 [六、一二—三])。小笠原によれば、ここでラスキは単なる戦友意識の高揚を指摘しているのではない。彼は軍の野営陣地などで兵士たちと戦争の目的について実際に議論する中で、中上流階級出身の指揮官が労働者階級出身の兵士たちと共に死を賭して戦地に赴くことを通じ、階級関係を越えた仲間意識が醸成されているのを肌で感じた<sup>(15)</sup>。彼は戦争という特殊な状況下におけるこのような階級超越的な精神の高揚を好機と捉え、そこに暴力によってではなく、資本家階級の同意の下で、彼らの特権を廃止し、彼の言う「経済革命」、すなわち生産手段の社会化を実行しようかと判断したのである。

反対にラスキが恐れたのは、二次大戦後のイギリスが一次大戦後の経過と同じ轍を踏むことであった。柴田卓弘によれば、一次大戦の際にも「戦時社会主義」(War Socialism) と呼ばれる現象が見られたが、戦争が終わると「戦前く」(Before the War) のスローガンの下、戦時中に見られた経済的統制の動きは払拭され、自由市場経済にほぼ復帰

してしまつた。<sup>(16)</sup> 二次大戦後においてこれと同じ事態が繰り返されるならば、「経済革命」はいよいよ絶望的なものとなる。というのは、前述のようにラスキはマルクス主義を受容して以来、戦争のような非常事態を除いては、資本家階級は生産手段の社会化の要請に対しては国家の強制力に頼ってこれを阻止するだろうと考えていたからである。同意に基づく平和的な社会主義経済への移行が不可能となるならば、社会化への道は自ずと暴力革命に限定されるのである。

では、なぜラスキは「同意による革命」の必要を説いたのであろうか。それは「同意による革命」によって設立される後述の「計画社会」における自由に関係する。彼は社会の一部の者が暴力的手段に訴えて国家権力を奪取することにより計画社会を樹立するか、あらゆる階級の同意に基づいて計画社会を実現するかという問題に関して当然後者の方が望ましいと考える。その根拠は初期から続くラスキの自由論にある。すでに述べたように、彼はその多元的國家論において、法と道徳の区別に基づき國家行動を逐一吟味し、必要があれば批判の声を上げるような能動的な市民像を要請した。諸個人の経験は、他者によつては究極的には代表されえないがゆえに、計画社会における計画者が最初から万人にとつての自由と両立する計画を提案することは不可能である。したがつて計画の対象となる市民が、計画の内容を厳しい目で精査することを通じて、計画の内容は漸進的に市民の経験に基づくものとなつていく。その中で、計画に従うことが自己の良心に従うことと一致していくにつれて、市民の自己実現としての自由が可能となるのである。

したがつて、「同意による革命」を通じて諸個人を計画に関与させる結果として、「精査する経験の範囲が広くなればなるほど、政府はより深い批判に直面することが期待できる」(WPRE: 28)。これに対して暴力による革命は、一般市民を計画から締め出してしまうことによつて、そのような道を閉ざしてしまう。暴力的な手段による社会主義経済の実現は、その後の計画社会における広い市民層の経験の反映を甚だしく困難にしてしまうものとしてラスキの眼に

映じたのであった。

(二) ロシア革命に対する評価

ラスキによるロシア革命評価も初期から続くこうした自由論の観点から下されることとなる。ラスキはソヴィエト・ロシアにおける社会主義革命にたびたび肯定的な評価を与えていることが知られている。<sup>(17)</sup>ただし、その際の評価基準はラスキが初期から重視し続けてきた諸価値に置かれている点は指摘しておくべきだろう。すなわちロシア革命は、人びとに「自らの生活を支配しうる希望」をもたらし、「畑や工場で、また軍隊やソヴィエトで権力行使の責任を学ぶと同時に、また新政権の統治に参加することによってこの政府に対する関心を抱くに至った労働者や農民という新しい社会層を自分たちの行なう冒険の仲間に加えるだけの洞察力を有していた」という積極的な点で評価できる(RR:45「上巻、五七」)。これは統治への関与を通じて市民の公共心を涵養するという初期ラスキの政治思想をそのまま引き継いでいる。またロシア革命は、資本主義社会においては不可分なものとして結びついていた経済的な富と政治的権力の関係を切り離し、富の獲得とは関係のない社会目的の維持に必要な努力をも惹起したという(RR:21「上巻、六六」)。つまりラスキによれば、ロシア革命は富の獲得を倫理的目的とする資本主義社会の価値観から人びとを解放したという消極的な点においても評価されるのである。

ただしこれらの評価が、「独裁の必要は単に過渡的なものにすぎないという確信」、すなわち「所有の社会化が確立されたあかつきには、労働者の民主主義が自然に出現してくることにしろ」ことを前提としていることには注意が必要である(RR:33「上巻、七〇」)。ラスキは決してロシア革命を手放しで称賛したのではない。小笠原の指摘するように、ラスキはロシア革命に社会主義的理念の実現を見る一方で、後進国としてのロシアの置かれた特殊な歴史的事情も考慮に入れている。そして、長きにわたるツァーリの専制支配の伝統などロシアの特殊事情から生じたスターリ



ソ連の独裁的支配を「ロシア革命の中心原理」からの逸脱として理解した<sup>(18)</sup>。彼はこの原理にこそ個人の自由の実現の希望を見出したのであり、独裁はそれが永続するならば、自由の実現への方途を永久に閉ざすものであるとしてこれを非難した。

第二次世界大戦後のラスキによるソ連評価は、戦中に比べいっそう手厳しいものになったと言われる<sup>(19)</sup>。一九四四年出版の『信仰・理性・文明』の続編として戦後に書かれたラスキの遺稿『岐路に立つ現代』において彼は、ソ連において「政府の諸政策に対する組織的な反抗がまったく見られないのは、決して弾圧のためでも恐怖のためでもなく、全国的に満足が行き渡っていることの表われである」と主張するソ連政府の欺瞞を「知的道徳的混乱」として暴露し、秘密警察によるソ連人民の自由の抑圧を糾弾するようになった(DOT:156 [四一五])。このようなソ連に対する批判もまた、法が現実に服従されているからといって、そこに個人の良心に基づく服従、すなわち自由があるとは限らないとする徹底的な法と道徳との分離という初期からの一貫性を示している(STP: 81 [五六一七])<sup>(20)</sup>。

ただし戦後になってラスキのソ連に対する評価が全面的に批判に転じたかという点必ずしもそうとは言えない。同書の中で彼は、「形式的服従を拒否するような集産主義を要求する」態度をロシア人の精神の中に見出し、これを称賛している。「要するに、ソ連の精神には抑えることのできないアナキズムが見られるのであって、それを軽視することは危険である」(DOT: 59 [六四一五])。ソ連の精神に対するこのような積極的評価は、ラスキの初期からの「思慮なき服従」に対する批判および市民による国家行動の能動的吟味の要請と連続をなすものであり、集産主義の実現も決して彼の「至上命題」となったわけではなく、自由を可能にするための市民の自発性とその前提となるべきものであった。

以上で見てきた些か過剰ともとれるようなソ連における自由の精神の称揚は、ソ連社会の事実認識に関する誤りを含むものであることも指摘されている<sup>(21)</sup>。なるほど、ソ連社会に関するラスキの分析の客観的妥当性は疑わしさを拭い

切れない。だが彼はロシアの置かれた歴史的背景による制約に基づき一定の留保を付しながらも、明らかに彼の理想とする社会像や個人の精神的態度がソ連において部分的に実現しているのを見ていた。このようにラスキのソ連観を彼の政治的理念が投影されたものとして捉えることで、より正確なラスキ理解が可能となるであろう。

### (三) 政治的民主主義と社会的民主主義

ラスキはソヴィエト・ロシアに社会主義社会の理想像を見出す一方で、西側諸国の資本主義社会を論ずるにあたっては、デイズレーリの言葉を繰り返し引いている。すなわちラスキによれば、今日ではもはや自由市場経済が一般大衆に繁栄をもたらすと信じる者はほとんどいない。それどころか大戦間の二〇年が証明したことは、それがごく限られた少数者には過度の繁栄をもたらし、残りの多数者に対しては過度の貧困をもたらすということであった。「そしてこの対照は、かつてデイズレーリが述べたように、一つの社会の中に、滅多に同じ言語を話さず、また滅多に共通のものを見方を持たないような二つの国民を生じさせる傾向がある」(FRC:19 [一七])。

このような富者と貧者の経験の不一致は、不可避的に民主主義体制における諸個人の自由を不可能なものとしてしまふ。なぜなら、彼が初期から論じているように、近代国家における民主主義は選挙に基づく寡頭政の形態をとらざるをえず、経済的な富と政治的権力の結びつきにより当然治者には富者が、被治者には貧者が割り当てられ、したがって貧者は「他者」の経験に従属することとなるため、自由を自己自身の良心への従属と見るラスキにとってそのような状況は自由とは呼び難いからである。それゆえラスキは経済的平等を民主主義社会における自由の条件とする。なぜなら経済的格差が国民を「二つの国民」へと分け隔ててしまうような社会においては、寡頭政たる近代民主主義は多くの者にとって他律の状態にならざるをえないからである。

そこでラスキは達成すべき目標を、「政治的民主主義」とは区別されたものとして、「社会的民主主義」と表現して

いる。彼は自国の現状を次のように分析する。「一九四〇年までのところでは、イギリスにおいて政治的民主主義の諸形式はごく部分的にしか社会的民主主義のかたちで表現されるに至っていない」(RR: 133「上巻、一八五」)。資本家階級は民主主義の原則が経済の領域には適用されないということを暗黙の前提としている。そしてこのような民主主義の原則の不徹底が「多数者の政治的主権と特権階級の経済的主権との矛盾」という事態、すなわち政治における平等と経済における不平等という非対称を可能にしているという (RR: 33-4「上巻、四〇—一」)。

つまりラスキにとって、「民主主義」とは単に政治制度上の問題に還元しつくされるものではない。「およそ民主的社会というものは、その社会の統治形式の問題であると同時に、またその成員の精神的相互関係の問題でもある。民主的社会においては、市民に対する為政者の実効性のある責任が暴力によらずに遂行されていなければならぬ」(RR: 164「下巻、四」)。そしてこのように民主主義を「形式的」なものから「実質的」なものとするためには、経済的平等という前提条件がまずは整えられなければならないのである (CP: 106)。彼は政治的民主主義の諸制度をうまく機能させるには、社会的民主主義の実現が欠くべからざる条件であると考えた。なぜなら前述の通り、代議制民主主義における自由は社会ないし経済の領域における個人間の対等な関係をもって初めて実現しうるものだからである。そして、ラスキにとって、社会の領域においても民主主義を実現することのできる体制は、四〇年代になって彼の議論に初めて登場したもう一つの主題である「計画民主主義」を措いてほかにない。次章では、このような計画社会の下で個人の自由がいかに維持されるかという問題をめぐるラスキの議論を詳らかにしていく。

## 四 「計画民主主義」論

### (一) 「計画」とは何か

計画社会における自由という問題関心自体は何もラスキ独自のものではなかった。第一次世界大戦下における戦時社会主義の実現を経て、アメリカに端を発する世界恐慌への対処にあたり、すでに三〇年代から様々な分野においてこのテーマをめぐる学者たちが議論を戦わせていた。ラスキは社会主義者として当然計画社会を推進する立場に立つたわけだが、彼にとっての主要な論敵はエリー・アレヴィヤルとトヴィヒ・フォン・ミーゼスなどの論客と並んで、渡米中から彼とも親交があったウォルター・リップマンであった。リップマンは一九三七年の『良い社会』の中で、戦時のみならず平時においても計画が可能であると主張するルイス・マンフォードらの論者に向けて、平時における計画は権威主義体制を必然的に伴い、合理的な社会の構想は非合理的な専制に帰着するという逆説を論証しようとしている。<sup>22)</sup>

四〇年代になって形成されたラスキの「計画民主主義」論は、こういった批判に対する計画社会論者の側からの応答であった。彼の同時代人で計画社会の擁護を行った者の中には、ナチスドイツからイギリスに逃れ、ラスキがそのロンドン大学での講師就任を手助けしたハンガリー生まれの社会学者カール・マンハイムや、優れたロシア革命史研究によって知られ、ラスキに対する批判が噴出した彼の死後においても彼の業績に対して好意的な態度を示した歴史家E・H・カーなどがいた。<sup>23)</sup> 彼らは少しずつ立場を異にしながらも、平時において計画と民主主義を両立させることは可能であり、またそうすることが自らの世代の使命であるという信念においては一致していたようである。さらに、LSEでラスキの同僚として教鞭をとっていたF・A・ハイエクもラスキの議論を批判しており、計画社会の是非を

めぐって対立する双方の立場から活発な議論が行われていた。

では、ラスキにとって「計画」(Plan)とは一体何を意味したのであろうか。彼の「計画」概念について論じる際に、その意味する範囲の広さには十分な注意が必要である。ラスキが批判の槍玉に挙げたリップマンがこの言葉を使う際、彼が意味したのは「計画経済」(planned economy)であった。<sup>(24)</sup>したがって彼の計画批判はもっぱら、多様な個人の消費欲求を中央政府が計画することの不可能性に向けられていた。それに対してラスキの「計画」概念の内容は、計画経済が通常意味する労働と資源配分の国家による統制(それらは戦時においては徴兵と配給となって現われる<sup>(25)</sup>)とは必ずしも一致しない。彼は「計画」に基づく社会を次のように定義している。「計画社会とは、枢要な経済的統制が私人の手から共同体の手に渡ることを意味する」(P. 23)。したがって、ラスキは「計画」という語によって市場経済に対する国家による干渉一般を指しているのであって、このような抽象化によって彼は自身の初期からの問題関心、いや、もつと言えば十九世紀後半のイギリス観念論者T・H・グリーン以来連綿と続く、積極的國家と個人の自由との両立をめぐる問題関心と、この「計画民主主義」論を接続したのである。<sup>(26)</sup>

したがって、このような「計画」の目的は、三〇年代のラスキの著作においてもそうであったように、社会主義社会の実現による個人の生活条件や諸個人間の経済的平等の保障に留まるべきものではない。計画の「目的は、社会主義國家の建設と関係がないわけではないが、これとは異なったもの、つまり現在われわれの間に存在し、戦争勃発以前においてすでに権威を伸張し決意を固めつつあった反革命勢力に対し、われわれの政治的民主主義を守ろうとする目的である」。仮に社会主義革命が成就したとしても、政治的民主主義の諸制度、そしてそれを必要条件とする個人の自由が守られなければ意味がない。したがって、「政治的民主主義が経済的独占の支配者とならなければならぬ。さもなければ、経済的独占が政治的民主主義の支配者となるであろう」(RR: 310「下巻、二二四」)。前者の状況においては、形式的な政治的民主主義が市場経済の統制の上に築かれることにより実質的な社会的民主主義を伴ったかたち

で現れ、社会的な平等を条件として公共心が発達し個人の自由が守られうるのに対し、後者の状況においては、国民が富者と貧者とに二分され、多数者に対する少数者の思慮なき服従が外形的な民主的諸制度の虚飾によって覆い隠される。民主主義は計画を伴うことよってのみ、実質的なものとなりうるのである。

他方でただ単に社会を計画の原理に基づかせるだけでは個人の自由は保障されない。というのも、計画そのものは中立的な概念であり、その目的如何によっては民主的にも非民主的にも運用されうるからである。「イタリアとドイツにおける計画は特権を持つ少数者への奉仕に利用され、ソ連における計画は大衆への奉仕に利用されてきた」(RR:167「下巻、八」)。ラスキにとつて資本主義の収縮期に既存の階級関係を維持するという目的の下、労働市場に対する国家干渉の増大を通じて大衆を動員することのできたファシズムもまた、ソ連共産主義と同様に計画社会の一形態であった。

このようなファシズムの計画社会への分類は、三〇年代からの彼のファシズム観の変遷と対応している。すでに述べたように、三〇年代においてマルクス主義を受容した彼は、資本主義の危機の時代に資本家階級が国家権力と結託して労働運動を強制力によって抑え込むという事態にファシズムの本質を見出し、ファシズムをもつぱら民衆を抑圧する一方的な「力」の側面から論じた。ところが、四〇年代に入り、今や彼はマルクス主義者のファシズム論を、「それが支配するに至るいかなる社会においても根本の階級関係を乱すものではないという点を彼らが指摘していることは正しい」としながらも、それがナシヨナリズム的感情を巧みに利用することによって大衆運動を組織できた点を見逃している点を指摘し、自身のファシズム観にも修正を加えているのである (RR:88「上巻、一一九―一二一」)。<sup>(27)</sup>

このファシズムの再定式化によって、ファシズムはラスキの理想とする社会像との距離を危険なまでに縮めた。このことが含意する三つのことは重要である。すなわち一つ目は、計画社会は階級なき社会という前提条件の上に打ち立てられなければならないということ、二つ目は、計画は政治的民主主義の否定(ファシズム)ではなく、政治的民

主義と結びついたもの（すなわち計画民主主義）でなければならぬということだ。ただしここでは三つ目の含意が特に重要である。すなわち、計画社会は個人の自由を否定しようということだ。繰り返し述べているように、ラスキは決して計画社会が自ずと個人の自由を保障するものであるとは考えなかったし、事実、計画社会の反対者がこぞって批判したのはまさにその点であった。ラスキはこれらの批判に答えるため、計画の目的を人民の意志に基づかせる、すなわち計画社会の下で個人の自由を実現する方途に関する議論へと進んだのであった。

## (二) 計画民主主義における自由

経済的自由主義者を中心とするラスキの主要な論敵たちは、計画社会は本質的に自由と相容れない体制であるとしてこれを激しく論難した。例えばリップマンによれば、平時における計画生産は人民の多様な欲求に対処する困難を伴う。それゆえこうした社会においては、人民に必要なものを人民に代わって決定する一元的な機関が必要となるため、臣民にとつての善を知っていると主張する独裁者による「慈善的専制」に行き着かざるをえないという。またハイエクは、市場における消費者のニーズの多様性を指摘した上で、ある個人の価値尺度は社会の多様なニーズの一部にすぎず、それゆえ単一の計画者による社会全体の価値配分の決定は不可能であり、また計画を議会における討論によつて決定しようとしても合意を形成しえないため、議会の機能不全という問題が不可避的に生じると述べた。<sup>(28)</sup> 両者に共通していることは、市場における諸個人の多様な消費欲求を個人に代わって計画者が判断することは、個人の自由に対する抑圧を招来せざるをえないという主張である。

しかしながら、このような解釈は重大な誤解を含んでいる。それはすでに指摘した通り、ラスキらの計画社会論者が意味する「計画」はいわゆる「計画経済」と完全に符合するものではなく、それゆえ彼らは生産の全体的な計画化を意図してはいないという点である。リップマンは計画社会がすべてを計画することにより自由な消費の余地がなく

なり、また職業選択の自由もなくなるということを懸念している<sup>(30)</sup>。ハイエクもまた、「国家が全生産手段を統制するような共同活動部門」のもたらす影響が、やがては全社会システムを支配するようになる危険性を強調した<sup>(31)</sup>。

だが、このような警告は計画社会論者の構想する社会像には必ずしも当てはまるものではない。カーはリップマンが懸念するような「労働管理権は日常用いられる道具ではなく、自発的方法が失敗した場合の究極の刺激として取っておくべきもの」であるとし、また他方で「重要産業部門の国有化」の支持を表明している<sup>(32)</sup>。またマンハイムは自身の構想する民主的計画の立場から、「独裁制はすべてに干渉することが計画ではない」という点を見ることができない」という点を批判し<sup>(33)</sup>、むしろ計画社会においては、「完全な活動の自由が可能な領域と、規制される諸領域を支配する規則に対する民主主義的統制とが明確に限定される点に自由がある」としているのである<sup>(34)</sup>。

ただしラスキはこのような計画が対象とする領域の限定性を前提するに加えて (RR: 306 [下巻、二一〇])、計画さ  
れざる市場経済に基づく社会における自由と計画民主主義における自由との間に質的な差異を見出した。彼は前者を「消極的自由」、後者を「積極的自由」と表現している (CP: 113)。彼によれば、リップマンの自由概念は消費活動における選択の幅を意味するものすぎず、「それは浪費を行ないうる力が成功者たる証拠と見なされる社会によって要求される贅沢の規準を示す単なる指標にすぎない」(RR: 341 [下巻、二五八])。このような意味での自由は当然、経済に対する国家干渉が少なれば少ないほど好ましいとするような消極的性質のものとなる。そして、それはまた多数者の犠牲を前提にしなければ成り立ちえない少数者にとつての自由である。なぜならば、経済的な領域における個人の機会の平等として出発した自由競争の原理に基づく資本主義は、競争が進むにつれて徐々に企業のカルテルやトラストの支配する独占資本主義へと姿を変えていったからである。カーの言葉を借りるならば、「自由競争の結果は競争を破壊すること」であった<sup>(35)</sup>。こうした経済史観は計画社会論者の間で共有されたものであったが、当時のイギリスがいかなる社会的段階に立っているのかという問題に関しては、特にその後の発展段階を表す用語法をめぐって



微妙に立場を異にしている。

カーによれば、自由競争原理に基づく資本主義経済から様々な社会問題が生じ、その欠陥が明らかとなった今、「十九世紀の自由放任の資本主義を去って移りゆく道としては、〈福祉国家〉、〈社会奉仕国家〉(social service state)」、また単に〈社会主義〉と呼ばれている社会的経済的秩序以外にない」。そして彼は「社会主義を目的とする計画」だけがわれわれに残された道であると断じている。<sup>37)</sup>このようにカーにおいては、「社会奉仕国家」と「計画」とが結びつきうる観念として登場する。

ところが、ラスキはこの二つの語を明確に区別している。彼は労働党が政権を担うことが可能になったような社会的事情を考慮して、「少なくともわれわれは一九〇六年以前の時代の消極的国家から社会奉仕国家へと移行した」と結論づける。ただし彼は次のように付け加える。「われわれの国家は社会奉仕国家である。だが一貫した原理によってその性格を形づくる目論見が時々しか存在してこなかったという単純な理由により、それはとても計画社会とは言えない」(WPRF:246)。ここでいう社会奉仕国家とは、国家が基幹産業の統制権を手にしておらず、それゆえに計画ではなく、国家の支配階級たる資本家の裁量による譲歩に経済的な不平等の是正が委ねられているような国家である。このような国家はまた、実質的な意味における民主主義の達成の妨げとなる。「社会奉仕はわれわれの時代における富者の支払う富裕税であり、それによって彼らは社会の構造に関する問題に対する大衆の情性的な無関心を維持している。というのは、大衆にその吟味を促すことは常に危険なことだからである」(RC:38 [三一])。治者たる資本家階級はあくまでも資本主義の枠内で譲歩を行うことにより、被治者の公的関心を弱体化し、自らの支配体制を盤石なものにしようと努める。これによって、社会奉仕国家における個人の自由はますます望みの薄いものとなる。

またラスキは社会奉仕国家の経済形態とそれに伴う支配者の行動の傾向のみならず、その下での被支配者の精神的態度をも問題にしている。彼は先に引用した社会奉仕国家と計画社会を区別した文章の後段で次のように述べている。

「われわれは未だに、本質的には獲得社会である」(WPRF:25)。<sup>(11)</sup>と言及されている「獲得社会」(acquisitive society)という語はイギリスの歴史家R・H・トニーが同名の著作において提示した概念であるが、彼が獲得社会の原理を批判し、自身の理想としては、富を獲得する「権利」ではなく社会に奉仕する「機能」に基づく「機能社会」(Functional Society)を対置したのに対して、<sup>(38)</sup>ラスキはもっぱら獲得社会の原理を持つ倫理的側面を問題視し、それを計画社会における積極的自由と対比させた。すなわちラスキによれば、獲得社会の原理は経済的成功を称賛的にし、貧困を道徳的劣等の証左と見なす独自の倫理を発展させてきた。ここでは道徳的価値が経済的価値の中に併呑され、真・善・美のごとき無形の価値が物質的な富よりも重視されることは妨げられている(RR:325-8「下巻、二三七―四〇」)。このような社会において、持たざる者は自らの公的性質を放棄し、個人的関係のうちに沈潜し、型にはまった日々の生活のうちに安寧を見出す(RR:30「上巻、三五」)。

この巨大社会において自由を手に入れることのできない苦しみから逃れる手段の一つは、個人人格の自我や唯一性が失われてしまふほど完全に従属することである。(……)彼らにとって「自由の」譲渡は安寧である。そして彼らは、自分は自由だ、なぜなら自分は個性を完成しなければならないという社会的責務を放棄したのだから、と考える。(DOT:83「九六」)

だが以上のごとき逃避は、積極的自由はもちろん、消極的自由も結果的に保障しえない。なぜなら、このような態度こそヒトラーやムッソリーニの率いる少数者が反革命を成就させ、その後も権力を維持しえた際の土台となったものだからである。

それに対して、計画社会において達成されるべき積極的自由の観念は「国家権力からの干渉の不在ではなく、国家権力がそれを組織するのが正しいことであるような機会の創出によって特徴づけられる」。なぜなら「干渉の不在は

少数者の自由を意味」し、「機会の創出は多数者の自由を意味する」からである (C. P. 115)。そして、そのような機会の創出によって特徴づけられた自由は次のように定義される。「真の意味で自由になるということは、われわれの一人ひとりが持っている個性を解放し、個性の抑圧によっては維持されえないような社会的、経済的秩序を妨げている障害物を取り除くことである」(D. O. 189「九八」)。したがって、経済秩序に対する国家干渉が個人の自由の必要条件であることを、ラスキは晩年の自由論の中で強調した。

だが、それは自由の十分条件ではなかった。なぜなら三〇年代に入って新たに目標として掲げられた「階級なき社会」を実現したとしても、彼がその初期から論じ続けた「権力の広範な分配」という次なる目標を達成しなければならぬからである。「われわれは単に所有を個人の手から公の手に渡し、次いで生産過程を計画化しようとするだけではこの目的を達することはできない」。計画は少数者のために利用される。それを阻止し、計画を人民の意志に従属させるるのは、被治者の側における創意と自発性を喚起し、国家行動に対する不断の吟味を可能にするような制度にほかならない。そして、そのような制度構想として晩年のラスキが提案したのは、「分権化」(decentralisation) というよりシンプルな標語的装いを得たものの、彼がかねてより「権力の広範な分配」という言葉で一貫して表現してきたものであった。

すなわち、各労働者は彼らが生産者としてその一部分に参加する計画の目的と手段とを定める際に、その努力の程度に応じて協力することができ、消費者ないし市民としては、この計画の運用の結果を身をもって経験した者として、その運用の当否の判断に参加することができなくてはならない。これは明らかに生産の側においても消費の側においても分権化された諮問機構を意味する。すなわち、社会における所有の形態を変えるだけでは十分ではない、それらを民主化することも必須である。(D. O. 189

持続的創意によって社会秩序の創出に積極的に参画し、また政府の下す決定に自発的な同意を与えるのでなければ、市民は人格の実現としての自由を手にしえない（CP:123-4）。制度的変革によって市民の主体性を涵養しようとするこうしたラスキの構想は、イギリスにおける「少数者の民主主義」の伝統に期待してエリート教育の重要性を説き、大衆の激情を操作する技術に大きな役割を与えたマンハイムや、人間の非合理性を自覚しつつ理性をより完全なものにしていくことを提言しながらも、特に具体的解決策を示すことなく歴史家としての禁欲的態度を守ったカーの計画社会論<sup>(40)</sup>とは一線を画すものであったと言える。

さて、以上で明らかにしてきたことから、ラスキの計画民主主義論が受けうる（そして実際に受けてきた）一つの批判に答えることができる。その批判は「要するに、計画経済の諸目的を人民の決断に依拠させる方法は存在しない」というリップマンの言葉に集約されている<sup>(41)</sup>。ハイエクはより直接的にラスキの名前を挙げ、諸個人のニーズの多様性に基づき、民主的手続きに則って一元的な計画を成し遂げることの不可能性を示した<sup>(42)</sup>。またラスキ研究の第一人者であるデーンさえも、個人の多様性を前提としつつも法を個人の同意に基づかせようとするラスキの自由論を批判して、「何でもすることができ、しかも万事秤にかけられなければならないとするならば、何事も事実上は成し遂げることではできないだろう」と述べた<sup>(43)</sup>。

だがこれらの批判は、そもそもラスキが代議制民主主義への懐疑を出発点として自らの政治理論を構築したことを看過している。彼の理論的前提は治者と被治者の不一致であった。彼は各職能団体の代表から構成される委員会をもって現に存在する議会に代替しようとするギルド社会主義を批判して、代わりに諮問機関を提案する文脈で次のように述べている。「国家の政府に決定することは任せておいて、専門家に助言を求めることだけを強制するという考えは、ギルド社会主義のように機能団体に権力を賦与する制度よりも好ましくない」（GP:82「上巻、一二五」―強調引用者）。このように治者たる国家による政治的決断と被治者たる市民による道德的判断のプロセスを分離し、前者が基づくべ

き原理を提示するのではなく、社会の構造的変革による後者の変容を構想しているところにラスキの政治思想の獨創性があると言えるだろう。

そのように考えれば、ディーンによる批判はむしろ、「共同活動は、個々の考えが一致する場合にのみ限定されるべきだ」とするハイエクにこそ当てはまること<sup>44</sup>が分かる。集団決定の過程において人間の多様性を強調すると、一切の国家行動が不可能になってしまう。だが人間が個性を発揮しうるためにも、国家による積極的行動は必要不可欠である。ラスキは個人と国家のこうしたジレンマが最も先鋭化したかたちで現れた四〇年代の計画民主主義をめぐる議論の中で、国家による決断とそれに対する市民による不断の吟味というダイナミズムを通じて国家行動を次第に市民の意志に基づいたものとしていくという彼独自の動態的な自由論を彫琢したのであった。

## 五 おわりに

ここまで、「権力の広範な分配」を軸とするラスキの初期自由論が、晩年の「計画民主主義」論に結実していく過程を概観してきた。ラスキ研究者を含む多くの論者によって指摘されてきた彼の思想的変遷の過度な強調とは裏腹に、そこには国家による積極的干渉と個人の自由の調和をめぐる理論的関心の一貫性を見出すことができる。ただし他方で、道徳的価値を実現する手段としての政治を法から分離するという根本的態度を引き継ぎつつも、晩年においてはとりわけ政治の経済からの自律性が新たな主題として浮上してきた。彼に対する批判の多くは治者と被治者の不一致という前提から出発する彼の自由論の獨創性を看過するものであったし、彼の政治思想に積極的意義を見出そうとする論者もしばしば階級なき社会の実現と権力の広範な分配という彼の段階的な二つの目標に関するそれぞれの議論を混同していた<sup>45</sup>。

ラスキが晩年に身を投じた「計画」と「自由」をめぐる論争は、今ではほとんど顧みられなくなってしまった。それは、ソ連の崩壊により「計画経済」の失敗が実証されたと広く見られていることによるところが大きいだろう。だが、ラスキの「計画」概念が経済的な領域に限定されるものではなく、積極的国家とその下における市民の精神的態度というより抽象的な政治的問題に接続しうる広がりを持つものであることが明らかになった今、彼を取り巻く計画社会論争に対する目を一切閉ざしてしまうことは少なからぬ損失であることのように思われる。国家の肥大化と市民の政治的無関心の問題がそれぞれ顕在化している現代において、ラスキの「計画民主主義」論は再び検討に付される価値のある議論であると言えるのではないだろうか。

〔付記〕 本論文は平成二八年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラムの助成を受けたものである。

・ラスキの著作に関しては、以下に示す略号を用い、本文中の（ ）内に参照頁数を記した。また、邦訳の該当頁数は「」内に記した。

AMS: *Authority in the Modern State*, Routledge, 1997 [1919].

CP: 'Choosing the Planners', in G. D. H. Cole et al., *Plan for Britain: A Collection of Essays prepared for the Fabian Society*, George Routledge & Sons, 1943.

CTS: 'Crisis in the Theory of the State', in *A Grammar of Politics*, Routledge, 1997 [1938], pp. i-xxvii (岡田良夫訳「議会制国家論の危機」、『議会政治の崩壊と社会主義』法律文化社、一九七八年、一六九―二二二頁)。

DOT: *The Dilemma of Our Times: An Historical Essay*, Routledge, 2015 [1952] (大内兵衛、大内節子訳『岐路に立つ現代』法政大学出版局、一九六九年)。

FRG: *Faith, Reason, and Civilization: An Essay in Historical Analysis*, The Viking Press, 1944 (中野好夫訳『信仰・理性・文明』岩波書店、一九五一年)。

FS: *The Foundations of Sovereignty and Other Essays*, Routledge, 1997 [1921] (辻清明訳「主権の基礎」、『世界の名著』七二

- バジレット ラスキ マッキーヴァー』中央公論新社、一九八〇年)。
- GP: *A Grammar of Politics*, Routledge, 1997 [1925] (日高明三、横越英一訳『政治学大綱』上下巻、法政大学出版局、一九五二年)。
- LMS: *Liberty in the Modern State*, George Allen & Unwin, 1948 [1930] (飯坂良明訳『近代国家における自由』岩波書店、一九四四年)。
- MEY: 'Marxism after Fifty Years', in *Current History*, Vol. 37, No. 6, 1933, pp. 691-6 (服部辨之助訳「ブルクス死後五十年」、『カール・マルクス』角川書店、一九五七年、七三—八六頁)。
- RR: *Reflections on the Revolution of Our Time*, Routledge, 1997 [1943] (笠原美子訳『現代革命の考察』上下巻、みすず書房、一九五〇年)。
- SIC: 'Some Implications of the Crisis', in *The Political Quarterly*, Vol. 2, No. 4, 1931, pp. 466-9 (岡田良夫訳「一九三一年の政治的危機について」、『危機のなかの議会政治』法律文化社、一九六四年、八五—九三頁)。
- STP: *State in Theory and Practice*, George Allen & Unwin, 1935 (石上良平訳『国家——理論と現実』岩波書店、一九五二年)。
- WPRF: *Will Planning Restrict Freedom?*, The Architectural Press, 1944.
- (1) Carroll Hawkins, 'Harold J. Laski: A Preliminary Analysis', in *Political Science Quarterly*, Vol. 65, No. 3, 1950, p. 391.
  - (2) 丸山眞男『西欧文化と共産主義の対決——ラスキ「信仰・理性及び文明」について』(一九四六年)、『現代政治の思想と行動』未來社、二〇〇六年、二二〇頁。丸山眞男「ラスキのロシア革命観とその推移」(一九四七年)、『現代政治の思想と行動』二四〇—四頁。強調原著者。
  - (3) Herbert A. Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*, Columbia University Press, 1955 (野村博訳『ハロルド・ラスキの政治思想』法律文化社、一九七七年)。なお、以下邦訳のある外国語文献からの引用は適宜訳を変更している。
  - (4) Michael Newman, *Harold Laski: A Political Biography*, Merlin Press, 2009 [1993], pp. xiv-v.
  - (5) 小笠原欣幸『ハロルド・ラスキ——政治に挑んだ政治学者』勁草書房、一九八七年。特に「はじめに」を参照。
  - (6) Peter Lamb, *Harold Laski: Problems of Democracy, the Sovereign State, and International Society*, Palgrave Macmillan, 2004, pp. 69, 85-6, 88.

- (7) 例えば、Deane, *The Political Ideas*, p. 79 (邦訳、八一頁)。小笠原「ハロルド・ラスキ」二〇頁。大井赤亥「初期ハロルド・ラスキの〈多元的国家論〉をめぐる再検討——教会論と労働組合論の位相」、『政治思想研究』第一二号、二〇一二年、二五九頁など。
- (8) 一九二五年以前に国家の特別な地位を認めてゐる記述としては、例えば、(FS: 236, 244-5 [三九九、四〇六]) を参照。反対に一九二五年以降において国家と他の集団の同等な地位を認めている記述としては、(LMS: 62, 123 [六九—七〇]) を参照。
- (9) このようなイギリス観念論批判は「フェビアン主義」の時代を超えて「マルクス主義」の時代にも見られる (STP: 56 [三十五])。
- (10) Deane, *The Political Ideas*, pp. 44-5 (邦訳、四四—四五頁)。
- (11) この点でラスキは、同じく多元的国家論者として分類される G・D・H・コールとは立場を異にしている。コールは集団の自由と個人の自由とを連続的なものとして捉えている。それに対してラスキは、ときには集団が個人の自由を抑圧しうることにも警告を発している。両者の差異については、梅澤佑介「思慮なき服従への警鐘——ハロルド・ラスキの多元的国家論をめぐる」、『法学政治学論究』第九六号、慶應義塾大学出版会、二〇一三年、三三三—三四頁を参照。
- (12) ジェイムズ・ブルグマティズムがラスキの思想に及ぼした影響に関しては、楳沢栄一「H・J・ラスキの政治思想——初期作品の『主権三部作』を中心に」、『埼玉女子短期大学研究紀要』第三号、一九九二年、三九—六一頁が詳しい。
- (13) 例えば、丸山「ラスキのロシア革命観とその推移」二四〇—二頁を参照。
- (14) 栄田卓弘「イギリス自由主義の展開」早稲田大学出版部、一九九一年、三一九、三四〇頁。
- (15) 小笠原「ハロルド・ラスキ」一六三頁。
- (16) 栄田「イギリス自由主義の展開」三二六頁。
- (17) 栄田「イギリス自由主義の展開」三一七頁。
- (18) 小笠原「ハロルド・ラスキ」一六七—九頁。
- (19) 例えば、栄田「イギリス自由主義の展開」三三四—九頁を参照。
- (20) 梅澤佑介「市民の義務としての反乱——ハロルド・ラスキによる T・H・グリーンの批判的継承」、『イギリス哲学研究』第三九号、二〇一六年、四三—五頁を参照。



- (21) 栄田『イギリス自由主義の展開』三一九頁。
- (22) Walter Lippmann, *The Good Society*, Little, Brown, 1937, pp. 91, 105.
- (23) ラスキに対するカーの好意的評価に関しては、E. H. Carr, 'Harold Laski', 1953, in *From Napoleon to Stalin and Other Essays*, Macmillan, 1980, pp. 170-6 (鈴木博信訳「ハロルド・ラスキ」『ナポレオンからスターリンへ——現代史エッセイ集』岩波書店、一九八四年、二二三—二三三頁)を参照。
- (24) Lippmann, *The Good Society*, p. 99.
- (25) Lippmann, *The Good Society*, pp. 101-3.
- (26) ラスキに対するT・H・グリーンの思想的影響を考察した研究としては、梅澤「市民の義務としての反乱」を参照。
- (27) なお、近年のフアシズム研究においても、フアシズムを資本家階級と国家権力の結託に還元する説明は「下からの」フアシズム運動を無視した過度な単純化であることが指摘されているが、同時に資本家階級がフアシズムの受益者であり、いくつかの局面ではそれに積極的に加担したという事実自体は否定されていない。山口定『フアシズム』岩波書店、二〇〇六年、二九八—三〇〇頁。
- (28) Lippmann, *The Good Society*, pp. 96-7, 104-5.
- (29) F. A. Hayek, *The Road to Serfdom*, The University of Chicago Press, 1944 [1944], pp. 65-6, 69-70 (西山千明訳『隷属く の道』春秋社、二〇〇八年、七三—四、七七一—八頁)。
- (30) Lippmann, *The Good Society*, pp. 101-3.
- (31) Hayek, *The Road to Serfdom*, p. 68 (邦訳「七六頁」, 強調引用者)。
- (32) E. H. Carr, *The New Society*, Macmillan, 1951, pp. 55, 59 (清水幾太郎訳『新しい社会』岩波書店、一九五三年、八一—三八八頁, 強調引用者)。
- (33) Karl Mannheim, *Man and Society in an Age of Reconstruction: Studies in Modern Social Structure*, Routledge & Kegan Paul, 1940, p. 14 (福武直訳『麥革期における人間と社会』みすず書房、一九六二年、一六頁, 強調引用者)。
- (34) Mannheim, *Man and Society*, p. 371 (邦訳「四五頁」)。
- (35) Carr, *The New Society*, p. 26 (邦訳「三九頁」)。
- (36) RRT, 306 [「卷」二〇九], Karl Mannheim, *Freedom, Power, and Democratic Planning*, Routledge & Kegan Paul, 1951, p.

- 二 (池田秀男訳『自由・権力・民主的計画』未來社、一九七一年、三九頁)。
- (37) Carr, *The New Society*, p. 38 (邦訳、五六―七頁)。
- (38) R. H. Tawney, *The Acquisitive Society*, Harcourt, Brace, 1920, pp. 28-30 (関嘉彦訳『獲得社会』、『世界思想教養全集』一七 イギリス社会主義思想』河出書房新社、一九六三年、三一五―一六頁)。
- (39) David Kertler, Volker Meja, Nico Stehr, *Karl Mannheim*, Ellis Horwood, 1984, pp. 137-8, 147 (石塚省二訳『カール・マンハイム——ポストモダンの社会思想家』御茶の水書房、二〇五、二二〇頁)。
- (40) Carr, *The New Society*, pp. 79, 106 (邦訳、一一六、一五五頁)。
- (41) Lippmann, *The Good Society*, p. 103.
- (42) Hayek, *The Road to Serfdom*, pp. 70-1 (邦訳、七八―九頁)。
- (43) Deane, *The Political Ideas*, p. 40 (邦訳、四一頁)。
- (44) Hayek, *The Road to Serfdom*, p. 67 (邦訳、七四―五頁)。
- (45) キーの「潜在力」という二つの要素の相克として描いたが、前者は同意による革命、すなわち階級なき社会を實行するにあたって利用しうると考えた二次大戦下のイギリスにおける精神的態度であった一方、後者は階級なき社会が実現した後で分権化によって醸成されるべき市民の主体的な態度に関係するものであったと言える。毛利智「ハロルド・ラスキの社会変革論——議会主義と革命主義のはざままで」、『政治思想研究』第一号、二〇一一年、四三〇―四六五頁。

梅澤 佑介 (うめざわ ゆうすけ)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

イギリス哲学会、政治思想学会

専攻領域

政治思想史

主要著作

「市民の義務としての反乱——ハロルド・ラスキによるT・H・グリーンの批判的継承」『イギリス哲学研究』第三九号 (二〇一六年)

「三〇年代」におけるハロルド・ラスキの「思慮なき服従」論の展開——マルクス主義の受容をめぐる——『法学政治学論究』第一〇〇号 (二〇一四年)

「思慮なき服従への警鐘——ハロルド・ラスキの多元的国家論をめぐる——」『法学政治学論究』第九六号 (二〇一三年)